

ICT活用工事の試行要領（付帯構造物設置工）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設交通部が発注する工事において、「ICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ICT活用工事（付帯構造物設置工））

第2条 ICT活用工事とは、原則、以下に示す施工プロセス（①②④⑤）において、ICTを活用する工事とするが、受注者希望型においては、実用化を推進するため、当分の間3つ以上の施工プロセスでも可とする。

（3つ以上の施工プロセスは、②④⑤を含むものとする。）

また、「ICT付帯構造物設置工」という略称を用いることがある。

ICT付帯構造物設置工はICT土工及びICT舗装工の関連施工工種として実施することとし、ICT付帯構造物設置工単独での実施は認めないものとする。

ただし、施工承諾において、ICT付帯構造物設置工は単独で実施してもよいものとする。

2 ICT活用工事の実施に当たっては、「ICT活用工事の手引き」によるものとする。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5）～7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。（ただし以下5）～7）を選択して実施した場合は3次元起工測量の費用は計上しない。）

また、付帯構造物設置工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

- 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2）地上波レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5）TS等光波方式を用いた起工測量
- 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7）RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データ等と発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

付帯構造物設置工においては対象外。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

ICT付帯構造物設置工の施工管理において、以下1)～9)の技術から選択(複数可)して、出来形管理を実施するものとする。

なお、使用する技術については、国土交通省の定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和8年3月版」を参照し、適用工種に留意すること。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) モバイル端末を用いた出来形管理
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

①②④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、国土交通省の定めた「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和8年3月版」によるものとする。

(対象工事)

第3条 ICT活用工事の対象工事

ICT付帯構造物設置工の対象は、下記(1)に該当する工種とする。

ただし、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

(1) ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

コンクリートブロック工：(コンクリートブロック積)
(コンクリートブロック張)

(連節ブロック張)
(天端保護ブロック)

緑化ブロック工

石積（張）工

側溝工：（プレキャストU形側溝）
（L形側溝）
（自由勾配側溝）
（場所打水路工）

管渠工

暗渠工

縁石工：（縁石・アスカーブ）

基礎工：（護岸）（現場打ち基礎）（プレキャスト基礎）

海岸コンクリートブロック工

コンクリート被覆工

護岸附属物工

管路工（管路部）

プレキャストボックス工（特殊部）

ハンドホール工

防止柵工

防護柵工（防止柵工）

路側防護柵工（ガードレール）

路側防護柵工（カードケーブル）

ボックスビーム工（路側防護柵工）※ガードレール

道路附属物工

道路附属物工（視線誘導標、距離標）

大型標識工（標識基礎工）

大型標識工（標識柱工）

小型標識工

標識工（小型標識工）

附属物設置工（道路附属物工）

附属物復旧工（路側防護柵工）※ガードレール

附属物復旧工（路側防護柵工）※ガードケーブル

集水枡工

集水枡・マンホール工（集水枡工）

集水枡（街渠枡）・マンホール工（集水枡工）

場所打水路工

排水構造物工（集水枡工）

（対象工事の発注）

第4条 ICT活用工事の選定は、各発注機関が行うこととする。

ICT土工等における関連施工種とするため、ICT付帯構造物設置工単独での発注は行わない。

（ＩＣＴ活用工事の実施手続）

第5条 受注者希望型において、受注者が希望する場合、受注者はＩＣＴ活用工事による効果（工期短縮等）、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示した協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

（工事の積算）

第6条 積算基準は「土木工事標準積算参考資料（京都府）」、「土木工事標準積算基準書（国土交通省）」及び国土交通省が定める令和8年4月1日以降適用の「ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）積算要領」により必要な費用を計上することとする。

受注者希望型の場合、発注に当たっては、従来の積算基準を用いることとし、設計変更により、3次元起工測量・3次元設計データ作成・3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等及び第3条に示すＩＣＴ対象工種の必要な費用を計上することとする。

（工事成績）

第7条 ＩＣＴ活用工事を有効に実施したことが認められた場合は、施工プロセスの実施範囲により工事成績の「施工管理」の「その他」項目で評価するとともに「創意工夫」の項目で加点評価するものとする。

（監督・検査）

第8条 ＩＣＴ活用工事を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が定めた「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）令和8年3月版」及び各種「出来形管理の監督・検査要領令和7年3月」により行うものとする。

<https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html>

（実施証明書）

第9条 ＩＣＴ活用工事において、①②④⑤及び受注者希望型において3つ以上の施工プロセスの実施が認められる工事については、ＩＣＴ活用工事実施証明書を発行する。

（3つ以上の施工プロセスは、②④⑤を含むものとする。）

ＩＣＴ付帯構造物設置工単独での実施証明書は発行しない。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

この要領は、令和3年1月4日から改正する。

この要領は、令和5年7月1日から改正する。

この要領は、令和6年9月1日から改正する。

この要領は、令和7年9月1日から改正する。

この要領は、令和8年9月1日から改正する。